

R6.10.21 財務省 提出資料

③日本酒の輸出拡大に向けた規制緩和

# 資 料

財務省 主税局

2024年10月21日

# 未納税移出制度の概要

酒税は、酒類の製造場からの移出等の際に納税義務が発生する製造場移出課税制度を採用しているが、その例外として、製造場からの移出後もまだ酒税の転嫁が可能な状態に到達していないと考えられる一定の場合に限り、一定の厳格な手続の下で酒税を免除することとしている（未納税移出制度）。

（酒法28）

※ 同じような観点から一定の輸入酒類の保税地域からの引取りに限り酒税を免除する未納税引取制度を設けている。

	未納税で移出できる酒類の範囲（何を）	移出先（どこに）
1	酒類製造者が酒類の原料とするための酒類	その酒類を原料とする酒類の製造場
2	輸出業者が輸出するための酒類	輸出業者の酒類の蔵置場
3	自己の他の製造場・蔵置場に移入する酒類 共同蔵置法人を組織する酒類製造者が共同蔵置法人の蔵置場に移入する酒類	自己の他の製造場・蔵置場 共同蔵置法人の蔵置場
4	3の共同蔵置法人の蔵置場へ移出した酒類を元の酒類製造者の製造場・蔵置場に移入する場合	3の移出をした元の酒類製造者の製造場・蔵置場
5	他の酒類製造者が後にその商標を表示して再移出することが明らかな酒類 共同蔵置法人が後にその商標を表示して再移出することが明らかな酒類	他の酒類製造者の製造場・蔵置場 共同蔵置法人の蔵置場
6	他の酒類製造者に容器詰めを委託をし、容器詰め後委託者に戻ることが明らかな酒類 共同蔵置法人に容器詰めを委託をし、容器詰め後委託者に戻ることが明らかな酒類	容器詰めを受託した酒類製造者の製造場・蔵置場 容器詰めを受託した共同蔵置法人の蔵置場
7	6の容器詰め後に委託者に戻す酒類	容器詰めを委託した酒類製造者の製造場・蔵置場
8	滞納処分等の換価手続により酒類の製造場から移入する換価に係る酒類	他の酒類製造者の製造場・蔵置場
9	1～8の酒類で元の製造場・蔵置場へ戻し入れるもの	元の製造場・蔵置場
10	果実酒を集荷して移出する場合の果実酒	果実酒を集荷して移出する者の蔵置場
11	1～10以外の酒類で所轄税務署長の承認を受けて移出するもの	承認を受けた内容に従って移出先に移出

※ 蔵置場については、事前に所轄税務署長の設置許可が必要。

## 【未納税移出の主な要件】

- 移出をした月分の期限内申告
- 申告書に一定事項を記載した明細書の添付

### 【主な記載事項】

- ・目的、理由・税率適用区分、区分毎の数量
- ・移入場所の所在地、名称・移入年月日
- ・移入者の氏名(名称)、住所

移出する者



未納税移出

移入する者



- 一定事項を記載した書類を税務署に提出

### 【主な記載事項】

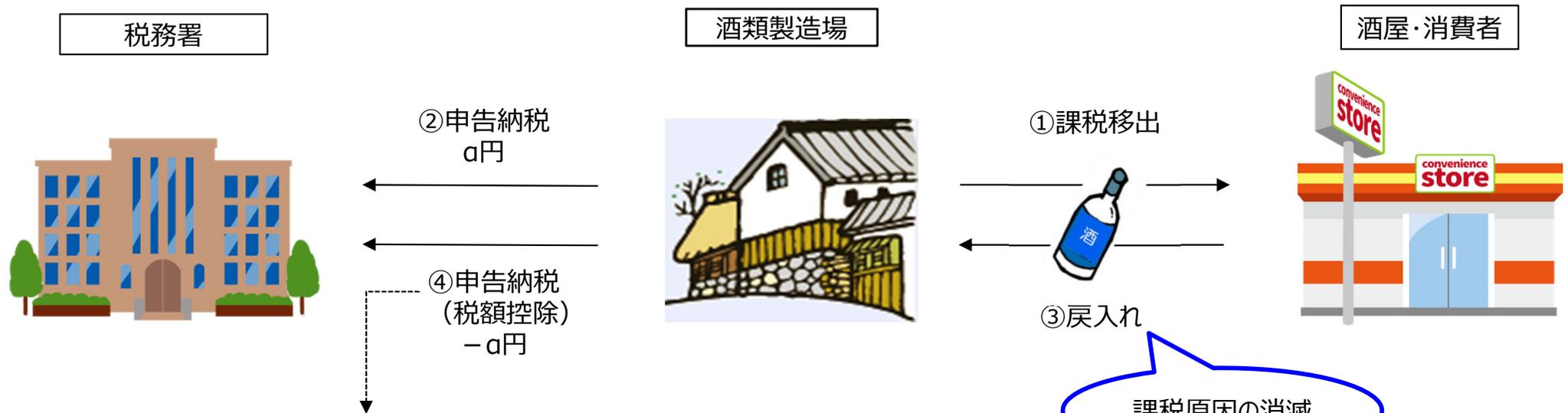
- ・目的、理由・税率適用区分、区分毎の数量
- ・移入場所の所在地、名称・移入年月日
- ・移出者の氏名(名称)、住所

# 戻入れ酒類の税額控除制度の概要

製造場から課税移出された酒類であっても、品質劣化等の理由で移出した製造場に戻し入れられる場合は、課税移出がなかったと同じ状態に戻ることから、当初の課税移出に係る税額を控除(還付)することとしている。(酒法30)

※ 他の製造場に移入した後、そのままの状態で移出する場合又は酒類の原料として使用した場合についても、その他の製造場からの移出時に再び課税されることになる(二重課税の排除)ことから、当初の課税移出に係る税額を控除(還付)することとしている。

例：酒類製造者が製造場から課税移出した酒類をその製造場に戻し入れた場合



○戻入れの事実を証する書類に基づき、以下の事項について記載された書類を申告書に添付

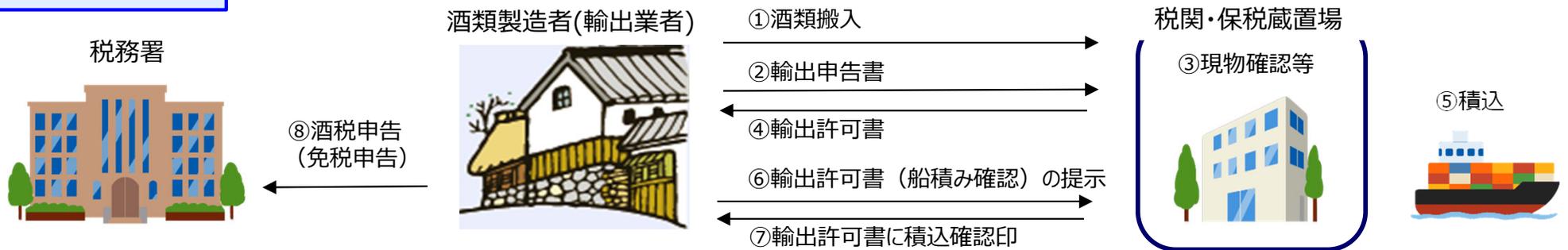
- 酒類の税率の適用区分及び適用区分ごとの数量
- 税率の適用区分ごとの酒税額及び当該酒税額の合計額
- その他参考となるべき事項

# 輸出免税制度の概要

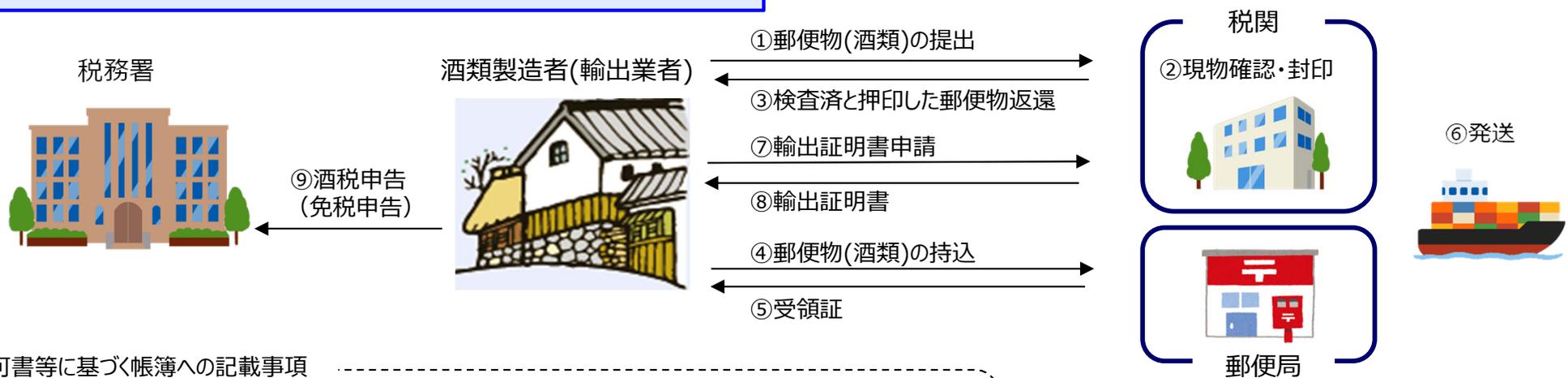
酒税は、酒類の移出等の際に納税義務が発生する製造場移出課税制度を採用しているが、酒類製造者が輸出する目的で酒類をその製造場から移出する場合は、酒税を免除している（輸出免税制度）。（酒法29）

※ 酒類の輸出を確実に把握するため、輸出許可書等に基づき一定の事項を帳簿に記載する必要がある。

## 例：通常貨物の輸出



## 例：国際郵便による輸出（価格が20万円以下のため輸出申告が不要の場合）



※輸出許可書等に基づく帳簿への記載事項

- ・酒類の税率の適用区分
- ・適用区分ごとの数量
- ・輸出の年月日及び仕向地
- ・輸出港の所轄税関
- ・当該酒類の輸出をした者が当該酒類の製造者以外の者であるときは当該輸出をした者の住所及び氏名又は名称
- ・その他参考となるべき事項

# 参照条文（未納税移出制度関係①）

## ○酒税法（抄）

（未納税移出）

第二十八条 酒類製造者が、次の各号に掲げる酒類をその酒類の製造場から当該各号に掲げる場所（第二号及び第三号に掲げる酒類の蔵置場については、政令で定めるところにより当該蔵置場の設置につき、その蔵置場の所在地の所轄税務署長の許可を受けた蔵置場に限る。）へ移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除する。

一 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類 当該酒類をその原料とする酒類の製造場

二 輸出業者（他から購入した酒類の販売を業とする者で常時酒類の輸出を行なうものをいう。）が輸出するための酒類 当該酒類の蔵置場

三 その他政令で定める目的で政令で定める製造場又は蔵置場に移入される酒類 当該政令で定める製造場又は蔵置場

四 前三号に掲げる酒類以外の酒類で、当該酒類を他の製造場又は蔵置場へ移出することにつき、政令で定めるところにより、当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの 当該他の製造場又は蔵置場

2 前項の規定は、同項の移出をした酒類製造者が、当該移出をした日の属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書（これらの項に規定する期限内に提出するものに限る。）に当該酒類が前項各号に掲げる酒類に該当すること及び当該酒類が当該各号に掲げる場所に移入されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3～9 省略

## ○酒税法施行令（抄）

（蔵置場の設置許可の申請等）

第二十九条 法第二十八条第一項の規定により蔵置場の設置について許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号

二 蔵置場の所在地、名称及び設備の状況

三 蔵置場を設置する理由並びに当該蔵置場に蔵置する酒類の品目及び範囲

四 一定期間に限り設置しようとする場合には、その期間

五 その他参考となるべき事項

2 法第二十八条第一項の規定により酒類の蔵置場の設置の許可を与える場合には、税務署長は、酒類の品目別に与えるものとし、酒税の取締り又は保全上必要があると認められるときは、当該許可に期限を付し、又は蔵置する酒類の範囲につき条件を付することができる。

3 省略

# 参照条文（未納税移出制度関係②）

## ○酒税法施行令（抄）

（未納税移出の目的及び製造場等）

第三十二条 法第二十八条第一項第三号に規定する政令で定める目的で政令で定める製造場又は蔵置場に移入される酒類は、次の各号に掲げる目的で移入されるものとし、同号に規定する政令で定める製造場又は蔵置場は、当該各号に掲げる製造場又は蔵置場とする。

- 一 自己の他の酒類の製造場又は蔵置場に移入するためのもの 当該酒類の製造場又は蔵置場
- 二 他の酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場に移入するためのもののうち、次に掲げるもの 当該製造場又は蔵置場
  - イ 当該他の酒類製造者が当該移入をした後その商標を表示して更に移出することが明らかなもの
  - ロ 当該他の酒類製造者が容器へ詰めることを委託され、当該委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場へ更に移出することが明らかなもの
- ハ 酒類製造者から酒類（当該酒類製造者が製造免許を受けた品目の酒類に限る。）の製造の委託を受けた酒類製造者が、当該委託を受けて製造した酒類を容器に詰めるため当該他の酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場（当該委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場を除く。）へ移入するもので、当該他の酒類製造者が当該移入をした後当該委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場へ更に移出することが明らかなもの
- ニ 法第六条の三第一項第四号の換価に係る酒類の製造場から移入する当該換価に係るもの
- 三 酒類製造者が主となつて組織する法人（酒類製造者である法人を除く。以下この号において同じ。）の酒類の蔵置場に移入するためのもののうち、次に掲げるもの 当該蔵置場
  - イ 当該法人を組織する酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場から移入するもの
  - ロ イに規定する酒類製造者以外の酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場から移入するもので、当該法人が当該移入をした後その商標を表示して更に移出することが明らかなもの
  - ハ イに規定する酒類製造者以外の酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場から移入するもので、当該法人が容器へ詰めることを委託され、当該委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場へ更に移出することが明らかなもの
- 四 第二号ロ若しくはハ又は前号ハの委託に基づき容器に詰められたものをこれらの委託を受けた者の酒類の製造場又は蔵置場からこれらの委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場に移入するためのもの 当該製造場又は蔵置場
- 五 酒類製造者が主となつて組織する法人の酒類の蔵置場に第三号イの規定の適用を受けて移入したものを当該蔵置場から当該法人を組織している酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場に移入するためのもの（第二号に該当するものを除く。） 当該製造場又は蔵置場
- 六 その他財務省令で定める目的で財務省令で定める製造場又は蔵置場に移入される酒類 当該財務省令で定める製造場又は蔵置場

# 参照条文（未納税移出制度関係③）

## ○酒税法施行令（抄）

（未納税移出の承認申請）

第三十三条 法第二十八条第一項第四号の規定により酒類の移出につき承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
- 二 当該酒類の製造場の所在地及び名称
- 三 当該酒類の税率の適用区分（品目を含む。以下同じ。）及び当該区分ごとの数量
- 四 移出の目的又は理由及び当該移出の年月日
- 五 当該酒類を移入する製造場又は蔵置場の所在地及び名称
- 六 当該酒類の移出に係る輸送のために用いる容器の区分及び個数
- 七 その他参考となるべき事項

（未納税移出が認められるために必要な申告書の添付書類等）

第三十四条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 当該酒類を移出した者と当該酒類を移入した者とが同一である場合 次に掲げる事項を記載した書類
  - イ 当該酒類を移入した場所の所在地及び名称
  - ロ 当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量
  - ハ 移入の目的又は理由
  - ニ 移入をした年月日
  - ホ その他参考となるべき事項
- 二 その他の場合 当該酒類が法第二十八条第一項第一号から第三号までに規定する目的又は前条第四号に規定する目的若しくは理由で同項各号に掲げる場所に移入されたこと並びに当該酒類に係る前号イ、ロ及びニに掲げる事項を当該酒類を移入した者が証する書類（次条第一項第二号において「未納税移入証明書」という。）に基づき、前号イからホまでに掲げる事項並びに当該酒類を移入した者の住所及び氏名又は名称を記載した書類

2～6 省略

## ○酒税法施行規則（抄）

（未納税移出の目的及び製造場等）

第九条 令第三十二条第六号に規定する財務省令で定める目的で財務省令で定める製造場又は蔵置場に移入される酒類は、次の各号に掲げる目的で移入されるものとし、同号に規定する財務省令で定める製造場又は蔵置場は、当該各号に掲げる製造場又は蔵置場とする。

- 一 法第二十八条第一項の規定の適用を受けて酒類の製造場又は蔵置場から移出した酒類を当該製造場又は蔵置場に戻し入れるためのもの 当該製造場又は蔵置場
- 二 果実酒を集荷して移出する者の蔵置場に移入するための果実酒 当該蔵置場

# 参照条文（戻入れ酒類の税額控除制度関係）

## ○酒税法（抄）

（戻入れの場合の酒税額の控除等）

第三十条 酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合には、その者が当該戻入れの日の属する月（当該戻入れの日と当該移出の日とが同一の月に属する場合には、その月の翌月）以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。第三項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該移出により納付された、又は納付されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につきこの項又は第三項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第五項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2 酒類製造者がその製造場から移出した酒類をその者の他の酒類の製造場に移入した場合（前項の規定により控除を受けるべき場合を除く。）には、当該移入した製造場を当該酒類の移出に係る製造場と、当該移入を戻入れと、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 酒類製造者が他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類を酒類の製造場に移入した場合（第一項の規定により控除を受けるべき場合を除く。）において、当該酒類をその移入した製造場から更に移出したとき、又は当該酒類を第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したときは、その者が当該移出の日又は当該使用の日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項又は第二項の規定による申告書に記載された同条第一項第四号に掲げる酒税額の合計額から当該酒類につき当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該酒税額につき第一項又はこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

4～9 省略

# 参照条文（輸出免税制度関係）

## ○酒税法（抄）

（輸出免税）

第二十九条 酒類製造者が、輸出する目的で、酒類をその製造場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした酒類製造者が、当該酒類につき当該移出をした日の属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書（これらの項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同条第一項第二号に規定する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより当該酒類の輸出に関する明細を明らかにしている場合に限り、適用する。

## ○酒税法施行令（抄）

（輸出免税）

第三十六条 法第二十九条第一項に規定する酒類製造者は、当該酒類につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該酒類が輸出のため外国航路若しくは外国航空路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを当該輸出港の所轄税関長が証明した書類、当該事実を当該輸出の許可をした税関長が当該書類に基づいて証明した書類、当該酒類が外国に陸揚げされたことを証明した書類又はこれらに代わるべき書類で財務省令で定めるものに基づいて、次に掲げる事項を帳簿に記載する方法

イ 当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

ロ 輸出の年月日及び仕向地

ハ 輸出港の所轄税関

ニ 当該酒類の輸出をした者が当該酒類の酒類製造者以外の者であるときは、当該輸出をした者の住所及び氏名又は名称

ホ その他参考となるべき事項

二 省略

2 省略

3 第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十二条第五項において同じ。）を含むものとする。

## ○酒税法施行規則（抄）

（輸出されたことを証する書類）

第十条 令第三十六条第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十一条に規定する合衆国軍事郵便局の証明した書類とする。